

# 後見センターレポート vol.7 (平成27年2月)



## FAQと回答を掲載しました。

後見サイトにFAQ（よくある質問）と回答を掲載しました。後見センターに問い合わせる前に一度確認していただくと、参考になると思います。なお、回答は、東京家裁本庁の取扱いですので、他庁（立川支部も含む。）の取扱いについては、その庁に確認してください。

## 後見人向け冊子（Q&A、ハンドブック）を掲載しました。

成年後見人・保佐人・補助人が行うべきこと、行ってはいけないことを記載した「成年後見人・保佐人・補助人Q&A」、成年後見人・保佐人・補助人の具体的な職務の仕方や書式を記載した「ハンドブック」、未成年後見人が行うべきこと、行ってはいけないことや職務の仕方、書式等を記載した「未成年後見人Q&A」を後見サイトに掲載しました。これらの冊子をお持ちでない方、旧版をお持ちの方は、必ず印刷して、手元に置いて利用するようにしてください。また、後見人等に対する具体的な指導監督の方法についてお困りの監督人の方も参考にしてください。

## 後見等事務報告書を改訂しました。

後見・保佐・補助の各事務報告書を改訂しました。具体的な改訂内容は、報告時に欠格事由の有無を記載する点、専門職後見人等については所属団体作成の名簿登載の有無を記載する点です。改訂版は、後見サイトに掲載されていますので、新しい報告書を利用するようにしてください。

## 保佐・補助監督人の選任を進めています。

後見センターでは、財産管理の代理権がある保佐人・補助人に対する管理の一層の適正を図るため、管理財産のうち、流動資産額が1000万円以上の事案については、原則として、監督人を選任する方針としています。今後、個別に連絡があると思いますので、その連絡をお待ちください。なお、行使する必要がなくなった代理権の取消しをお考えの方、また、本人の判断能力に変化があり、保佐・補助開始の審判の取消しの申立て等をお考えの方については、その手続を進めるようにしてください。

## 専門職後見人等に対する監督も強化しています。

後見センターでは、専門職後見人等に対する監督も強化しています。具体的には、専門職後見人等についても、毎年指定された月に報告書を自主的に提出するよう求めるとともに、報告の遅滞や報告内容の不備がある場合には、調査人や監督人を選任するなどの対応をとっています。また、財産額や関係者の意向等も考慮して、監督人の選任を積極的に検討するようにしています。なお、専門職後見人等の職務に疑問のある方がいらっしゃいましたら、後見センター宛に連絡してください。後見センターでは、調査を行い、その結果、必要に応じて、後見人を追加選任したり、監督人を選任したりするなどの対応をとっています。